

【よくあるご質問と回答】 プラスチック製レジ袋の有料化編

2020年7月1日からプラスチック製買物袋の有料化がスタートしました。
制度の概要は経済産業省HPに掲載されているガイドラインやFAQをご確認ください。

ガイドライン <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/guideline.pdf>

FAQ(全体版) <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/faq-all.pdf>

経済産業省 TEL:03-3501-1511

再商品化委託申込に関する質問は下記のQ&Aをご確認下さい。

質問Q	回答A
No.1 レジ袋を有償で販売すると、「容器包装」ではなく「商品」として扱われ、再商品化義務対象から外れますか？	いいえ。有料レジ袋は、従来、容り法の考え方に基づく「容器包装」です。それまで再商品化義務の対象だったものは、レジ袋有料化に伴って対象外となることはなく、変わらずに再商品化義務の対象です。
No.2 バイオマスマークがついているか、もしくはバイオマス素材配合率25%以上の認証を受けている表示があれば、そのレジ袋は再商品化義務から外れますか？	いいえ。容り法においては、バイオマス素材であるか否かに関わらず「プラスチックの定義*」に当てはまるものは、「プラスチック製容器包装」と考え、再商品化義務の対象です。 * 容り法におけるプラスチックの定義：高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料。
No.3 主たる素材が紙製またはプラスチック製ではないレジ袋は、再商品化義務はなく、レジ袋有料化の対象から外れますか？	はい。複合素材であって、重量割合が最大の素材が、紙にもプラスチックにも該当しない場合は、再商品化義務の対象ではありません。プラスチック製ではないのでレジ袋有料化の対象外であり、識別表示義務もありません。
No.4 バイオマス素材が25%配合したレジ袋は、再商品化委託申込において1枚当たりの重量を25%減らしていいですか？	いいえ。プラスチック製容器として、そのままの総重量でお申込みください。
No.5 毎年度定期報告を提出している容器包装多量利用事業者ですが、書式に変更はありますか？	はい。プラスチック製買物袋の排出抑制の取り組みを記載する欄が追加されました。 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/your_haisyutuyokusei.html